

保存樹木の指定解除について①

保存樹木について

<保存樹木とは>

札幌市では、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」及び「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に基づき、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いものを保存樹木・並木として指定し、その保存に努めている。

<現在指定されている保存樹木数>

- 法令に基づく指定：20箇所（計44本、34,515m²）
- 条例に基づく指定：15箇所（計15本、87,740m²）

今回の議題

<今回対象となる保存樹木>

場所：篠路神社、樹種：シダレヤナギ、本数：1本

<概要>

篠路神社より本市あてに、当該保存樹木について、腐朽・枯損が激しく倒木の可能性が高いため、早急に伐採したい旨の相談があった。事前に届出をすれば伐採行為は可能であるが、当該樹木は単木での指定であり、伐採した場合、該当木がなくなるため、その指定を解除する必要がある。本来、樹木・並木の指定または指定解除を行うにあたっては、原則として、事前に「札幌市みどりの審議会」に意見を聞くこととなっているが、審議会の開催を待っているのは危険であることが明らかであったため、届出を受理し、当該保存樹木の伐採を認めた。今回の審議会においては、条例に基づき、指定解除について報告する。

伐採までの流れ

○H29年4月11日

篠路神社より、保存樹木（シダレヤナギ）の腐朽・枯損が激しいため伐採を検討している旨、電話にて連絡あり。

○H29年4月12日

本市職員現地確認。倒木の可能性が高いことを目視でも確認できた。同日、近藤教授（北海道大学農学研究院花き・緑地計画学研究室、札幌市みどりの審議会前会長）に現地写真をお送りし、対応についてご相談。

○H29年4月13日

近藤教授から、「倒木の危険性が極めて高いため、迅速な伐採処置が必要」と助言あり。

○H29年5月1日

篠路神社より、保存樹木等行為届出書（行為の種類：伐採）の提出あり。同日付けで、伐採を認めることとして本市受付処理完了。

○H29年5月10日

樹木伐採実施

保存樹木の指定解除について②

関係条例

(保存樹木等)

第 24 条 市長は、樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの又は美観風致を維持するため必要なものを、保存樹木又は保存並木（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により保存樹木等を指定しようとするときは、保存樹木等の所有者の承諾を得た上で、札幌市緑の審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第 1 項の指定をしたときは、その旨その他規則で定める事項を告示しなければならない。

4 保存樹木等の所有者又は管理者は、当該保存樹木等の保存に努めなければならない。

5 保存樹木等の所有者又は管理者は、当該保存樹木等について次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のための必要な応急措置その他規則で定める通常の管理行為をする場合は、この限りでない。

(1) 幹又は主枝の伐採又は損傷

(2) 樹冠下における掘削、盛土等の土地の形質の変更

(3) 前 2 号に掲げる行為に類する行為で規則で定めるもの

6 保存樹木等の所有者又は管理者（第 1 号に該当するときにあっては、変更後の所有者又は管理者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 保存樹木等の所有者又は管理者を変更したとき。

(2) 保存樹木等が滅失し、損傷し、又は枯死したとき。

7 市長は、保存樹木等についてその指定の理由が消滅したときは、当該保存樹木等の指定を解除しなければならない。

8 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

9 第 2 項及び第 3 項の規定は、第 7 項又は前項の規定による保存樹木等の解除について準用する。

伐採前の写真



伐採後の写真

